

(お知らせ)

**福島第一原子力発電所 4号機の主蒸気配管流量指示計の動作不良に  
ともなう「運転上の制限」からの逸脱ならびに復帰について**

平成 20 年 1 月 25 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所 4号機(沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット)につきましては、定格出力にて運転中のところ、平成 19 年 7 月 20 日、原子炉保護系に関する警報が発生したため、同系統の動作につながる主蒸気配管の流量指示計\*<sup>1</sup> 16 個を確認した結果、指示値はすべて安定しておりましたが、4 個の流量指示計に動作不良を示すランプが点灯していることを確認いたしました。

流量指示計は、保安規定において 16 個すべてが動作可能であることが要求されていることから、保安規定で定める「運転上の制限\*<sup>2</sup>」からの逸脱を宣言いたしました。

すべての流量指示計の指示値はその後も安定していたことから、当該指示計の動作不良を示すランプの解除を行うとともに、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

また、原因調査のため動作不良を示すランプが点灯する回路の電気信号の監視を行いながら運転中のところ、11 月 29 日にも同様の事象が発生し、1 個の流量指示計に動作不良を示すランプの点灯が確認されたため、7 月 20 日と同様の対応を行い、「運転上の制限」からの逸脱ならびに復帰を宣言いたしました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

([平成 19 年 7 月 21 日](#)、[11 月 29 日](#) お知らせ済み)

同号機は、引き続き本事象の原因調査のため動作不良を示すランプが点灯する回路の電気信号を監視する装置を取り付けて運転中のところ、本日午前 9 時 30 分、平成 19 年 7 月 20 日ならびに 11 月 29 日に発生した警報と同じ原子炉保護系に関する警報が発生したため、主蒸気配管の流量指示計 16 個を確認した結果、すべての指示値は安定しておりましたが、4 個の流量指示計に動作不良を示すランプが点灯していることを確認いたしました。

また、すべての流量指示計の指示値はその後も安定していたことから、午前 9 時 35 分、当該指示計の動作不良を示すランプおよび警報の解除を行いました。

その後、原因調査のため取り付けた監視装置の記録を評価し、当該指示計の動作不良と判断したため、午前 9 時 59 分、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言するとともに、動作不良を示すランプおよび警報は解除されていることから同時刻、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言しております。

引き続き、警報発生の原因調査を行います。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

\* 1 主蒸気配管の流量指示計

主蒸気流量がある流量以上となった場合に、主蒸気隔離弁を閉じるための信号を出す機能を有している。4本の主蒸気配管には、それぞれ4個設置されており、合計16個ある。

\* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。